

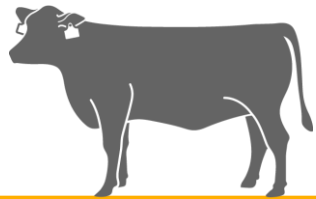
第2回 マルキン実務検討会

議 事 次 第

日 時 令和7年10月1日(水)
16時00分～17時00分
場 所 Web(Teams)

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 資 料 説 明
- 4 質 疑 応 答
- 5 閉 会

第2回マルキン実務検討会



令和7年10月1日
農林水産省、(独)農畜産業振興機構



1. 趣旨

マルキンについて、事務手続きの改善や、より生産者の経営実態に即した算定方法の導入等について現場の実情及び実務的な課題等を把握・検討する。

2. 情報公開

会議  非公開

概要  出席者の確認後、後日農林水産省HPで公表

資料  原則、後日農林水産省HPで公表



1. マルキン事務の改善点について

現在行われているマルキン関係業務について、**作業の省力化や確実性向上等に寄与する手法がないか検討。**

👉 **第2回の検討会で各委員から意見を聴取。**

2. マルキン算定における相対取引価格の取扱い

乳用種雄(ホルスタイン雄)のもと畜費 ■ 市場価格のみ
市場取引は、全体の1割弱程度 ■ 相対取引価格を考慮して欲しいという声。

👉 **客観性や透明性が求められるマルキン算定において、どのような算定方法が妥当か検討。**
算定方法を見直す場合、その方法の効率性(時間、費用、手間等)を意識し、適切な方法を検討。





1. マルキン事務の改善点について

事前に積立金管理者から寄せられた改善点について、対応方針とそれに対する意見を聴取。

👉 詳細は後述

2. マルキン算定における相対取引価格の取扱い

乳用種雄(ホルスタイン雄)のマルキン算定において子牛の相対取引価格を考慮して欲しいという声。

👉 乳用種雄(ホルスタイン雄)のマルキン算定について、乳雄肥育経営や取引実態についての理解を深めた上で、牛マルキン制度の基本的な考え方を踏まえて、今後の検討に資する。



マルキン事務の改善点について①(業務対象年間切替に伴う課題)

寄せられた意見①

積立金管理者の指定申請、牛マルキンの登録生産者の要件審査に必要な書類整備が重なるため、負担が大きい。申請書類の簡素化や時期の変更を要望する。
また、要件審査申請書について、既存の登録生産者に関しては、入力内容を簡素化してほしい。

対応方針①

積立金管理者の指定申請の時期や必要書類については、次回の業務対象年間の切替に向けて検討。
登録生産者の要件審査に必要な書類については、前回(令和3年)、大幅に削減しており、また業務対象年間切替前に、ALICで審査完了させる必要もあるため、時期の変更は困難。入力内容の簡素化については、システムでの解決を検討。

寄せられた意見②

積立金管理者と登録生産者との間で結ぶ交付契約書について、法制化以降、国から例が示されておらず、管理者自らが契約書を更新する作業が負担となっている。
例を示す又は肉用子牛生産者補給金と同様に約款方式への変更を検討されたい。

対応方針②

次回の業務対象年間の切替に向けて検討。



寄せられた意見③

- ① 在庫牛の負担金について、無事戻しと相殺できるようにしてほしい。
- ② 業務対象年間切替後の4～6月は、通常の請求(負担金請求期限を迎える個体の負担金請求)と再納付請求(出荷した在庫牛の負担金請求)が重なり、負担増加。再納付期限、無事戻しの優先返還の時期などスケジュールの再考をお願いしたい。

対応方針③

在庫牛の負担金と無事戻しの相殺については、事務負担軽減に資する手法の検討を含め、どのような対応が可能か検討したい。
業務対象年間の交付金交付業務が閉じる時期が5月末であることを踏まえると、現行のスケジュールが適切と考えているが、どの手続きが短縮可能か意見を伺いたい。

寄せられた意見④

負担金の公表が遅くなる(具体的には3月後半)になると、単価の変更に伴い、追加徴収又は差額返納などが生じるため、早めに公表してほしい。

対応方針④

負担金の算定にあたっては、最新の情勢やデータ(個体登録頭数など)を用いているところ。令和7年度負担金については、労務費の算定見直しを行ったため、3月下旬の公表となったが、基本的には3月上中旬に公表できるようにしたい。



寄せられた意見⑤

- ① 負担金の算定根拠(負担金の切替時(特に負担金が上昇した場合)や、無事戻しの税負担について生産者から不満が生じる)
- ② 牛マルキンの交付金単価の算定根拠(算定区域(価格はブロック、もと畜費は県別、その他生産費は全国)などを端的に説明したもの)
- ③ 交付要件の説明(種雄牛や繁殖雌牛が対象とならない旨を説明したもの)
- ④ 牛マルキンの個体登録、販売、交付までの流れ、必要な証拠書類を示したもの

対応方針⑤

- ①～④について、端的な説明資料の作成を検討。

寄せられた意見⑥

早期出荷する牛が増えており、個別に請求する事例が増えている。負担金の納付期限(黒毛和種25か月齢、交雑牛22か月齢)を早めることはできないか。

対応方針⑥

納付期限を早めた場合、そのタイミングで負担金を請求する牛が増えることとなる(例:1か月早めた場合、告示改正のタイミングで24か月、25か月の牛の負担金を納めることとなる)ため、事務委託先、生産者への事前周知や実施する時期の検討が必要。

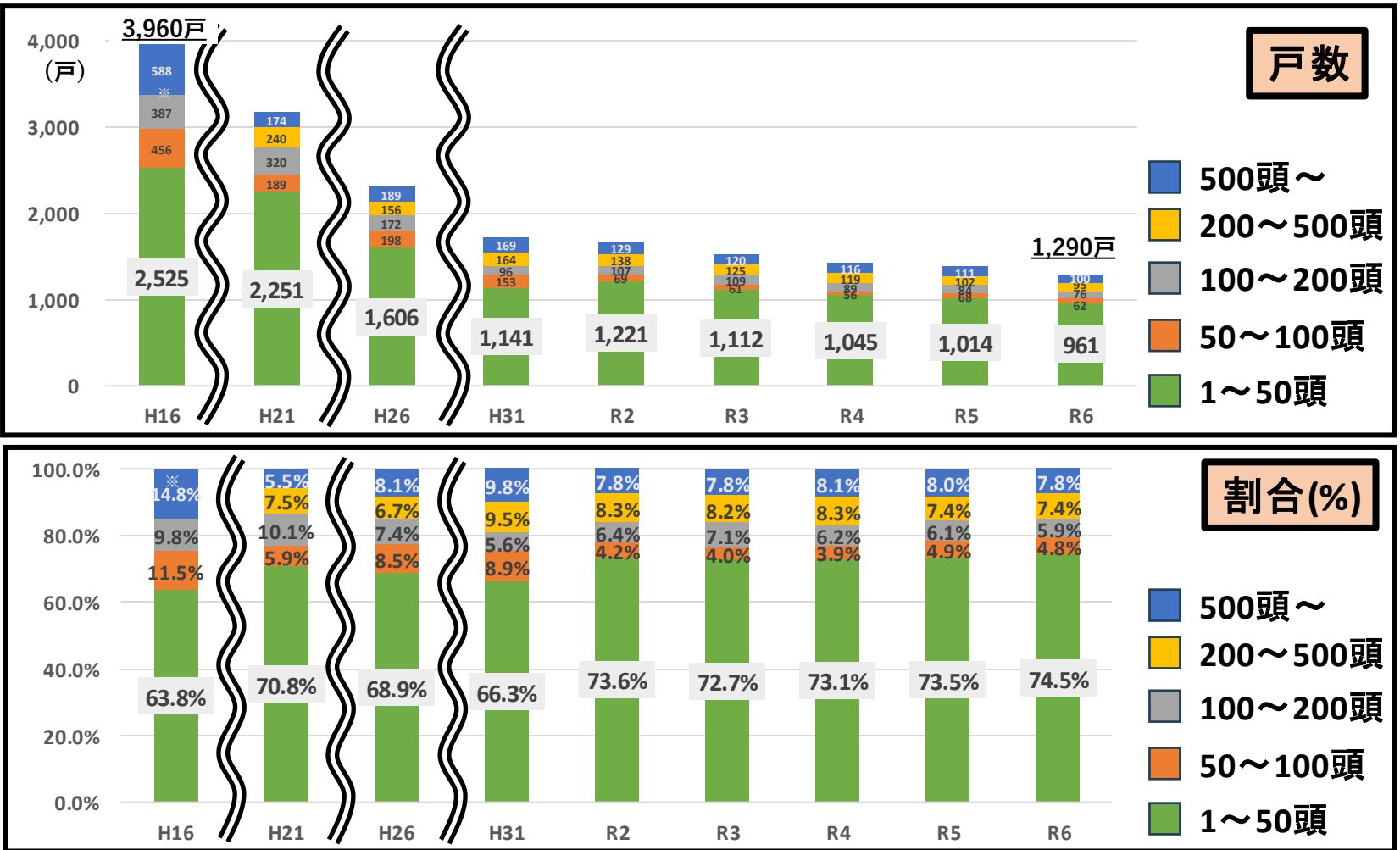




肉用牛のホルスタイン種他飼養農家の実態

(1) 規模別の戸数の推移(H16-R6)

※ H16年は200頭以上でまとめられているため、200頭以上の規模をあてはめ



出典：畜産統計

- H16年からの20年で3,960戸→1,290戸(▲68%)と大幅減少。
- 1～50頭の小規模層が7割以上。

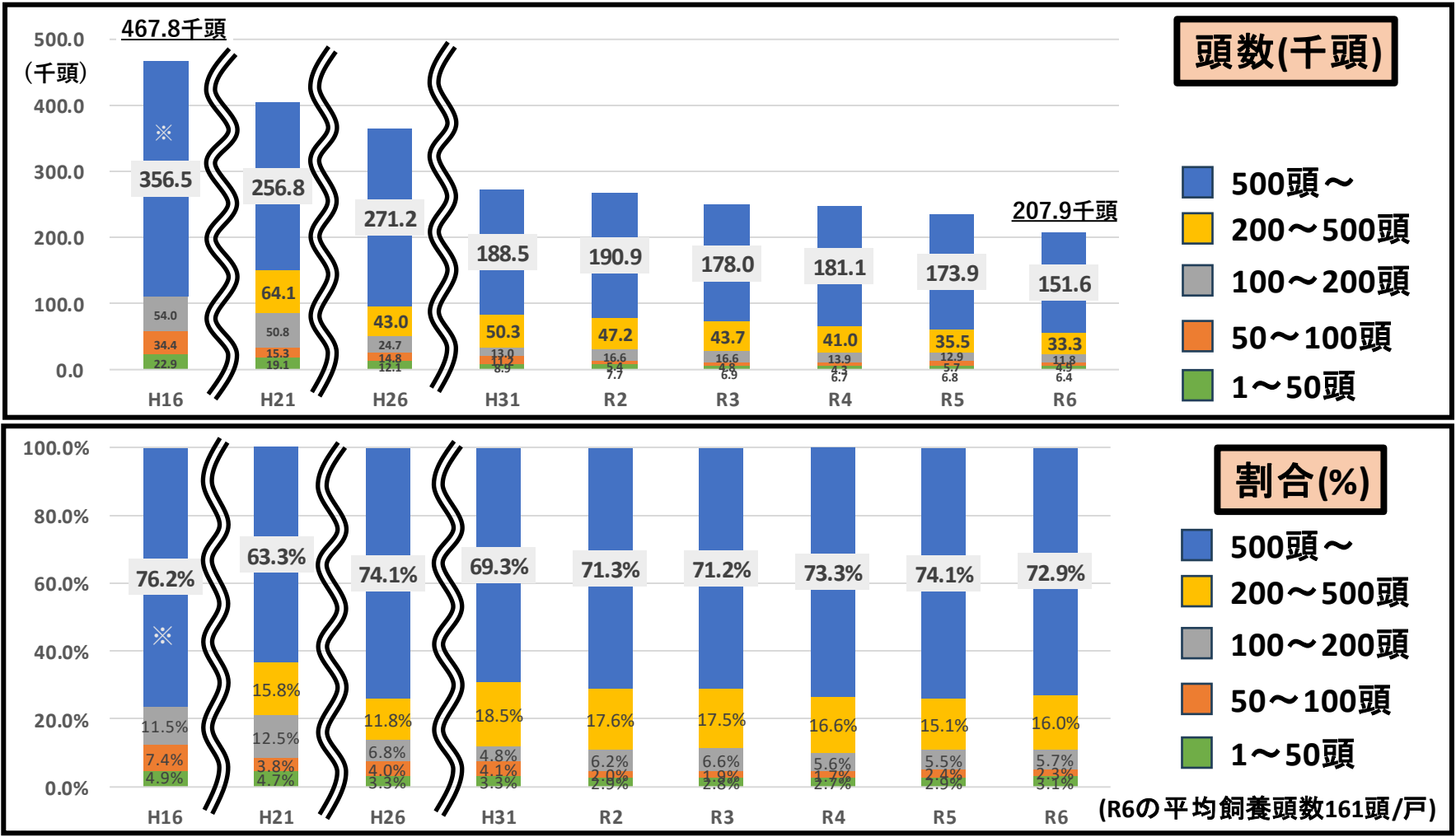




肉用牛のホルスタイン種他飼養農家の実態

(2) 規模別の頭数の推移(H16-R6)

※ H16年は200頭以上でまとめられているため、200頭以上の規模をあてはめ



- H16年からR6年で46.8万頭→20.8万頭(▲49%) と大幅な減少。
- 500頭以上の大規模層が7割以上。





牛マルキンの基本的な考え方(各品種共通)

○マルキンは、「標準的な経営」の「標準的販売価格」と「標準的生産費」の差を補填する制度。
○このため、マルキンの信頼性の確保のためには、発動の基準となる「標準的販売価格」と「標準的生産費」については客観性・透明性が求められ、実態を踏まえつつも、恣意的な要因が排除される仕組みである必要。

項目	採用データ	現状と課題
枝肉価格	◎食肉卸売市場25場の取引データ ◎相対取引データ（条件付き）	◎全品種で市場及び相対取引データを採用 ◎相対取引データの考え方 ①「肉用牛肥育経営安定交付金制度における標準的販売価格の算出に係る牛枝肉取引価格等の収集・提供の実施について（R4.3.28 農畜機第6992号）において、 ・業務規程等で相対取引の方法を規定 ・25市場に準拠して公正に取引 ・セリ売り、取引結果の公表 を求めている。 ② 都道府県を通じて、農畜産業振興機構に提供するとともに、個体識別番号の提供を受けることで重複を排除
もと畜	◎全国の子牛市場データ（ALIC:肉用子牛取引情報）	◎全品種で子牛市場データのみ採用
もと畜以外の生産費	◎畜産物生産費統計（物価修正） ・労務費：毎月勤労統計の指数 ・その他：農業物価統計の指数	◎国による公的な統計 ・任意の方法では客観性・透明性の確保が困難 ・畜産物生産費統計の調査対象は、「世帯による農業経営を行う農業経営体」＝家族経営

